

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 1/2563 号

件名： バッテリー式電気自動車 (Battery Electric Vehicle - BEV) 製造業向けの、
市場テストの目的で輸入税が免除されたバッテリー電気自動車 (Battery Electric Vehicle -
BEV) の完成車 (CBU) の輸入基準

仏暦 2560 (2017 年) 年 5 月 3 日付投資委員会布告第 5/2560 号、件名： 電気自動車、
部品、および設備の投資奨励方針、および仏暦 2560 (2017 年) 年 11 月 10 日付財務省布告、
件名： 仏暦 2530 (1987 年) 関税率法の第 12 条に基づく関税率の引き下げおよび関税の免除に
引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条、第 18 条の権限に基づき、並びに市場テス
トの目的で関税法率に基づく輸入税が免除されたバッテリー式電気自動車 (Battery Electric
Vehicle - BEV) の完成車 (CBU) の輸入基準を同意した仏暦 2562 年 (2019 年) 11 月 1 日付第
2/2019 回投資委員会決議を受け、投資委員会より委任を受けた投資委員会事務局は以下の通り
布告する。

第 1 項 本布告において

「事務局」とは、投資委員会事務局を意味する。

「被奨励者」とは、業種 4.18 バッテリー式電気自動車 (Battery Electric
Vehicle - BEV) およびその部品の製造業の奨励証明書を取得した者を意味する。

「完成車 (CBU)」とは、バッテリー式電気自動車の完成車を意味する。

「プロジェクト」とは、バッテリー式電気自動車 (Battery Electric Vehicle -
BEV) 製造業で奨励認可を受けたプロジェクトを意味する。

第 2 項 市場テストの目的で輸入税が免除される完成車 (CBU) の輸入基準および条件
は以下の通りである。

- (1) 被奨励者であること。
- (2) 奨励証書発行日より 2 年以内に、自動車を輸入すること。さらにその期
間内に組立および検査設備の設置を完了させること。
- (3) 最大輸入量の決定は、次の 4 つの要素に基づいて検討される。
 - (3.1) 製造開始日より当初 2 年間のバッテリー式電気自動車の生産実数
の年平均値 (初日不算入の原則で数える)
 - (3.2) プロジェクトにおける商業的販売用の一台目のバッテリー式電気
自動車の製造開始年。
 - (3.3) 奨励証書発行後 2 年間の期限日までの土地代および運転資金を除
く実際投資金額。

- (3.4) แบตเตอรี่式電気自動車製造の当初2年間における国内で生産される主要な部品の使用。その主要部品とは、バッテリー、トラクションモーター、バッテリーマネジメントシステム（BMS）、および運転制御システム（DCU）である。。

- (4) 輸入関税が免除される完全車（CBU）の最大輸入量の計算式

$\text{最大輸入量} = \text{当初2年間の製造実数の年平均値} \times (\text{製造開始年の点数} + \text{投資金額の点数} + \text{国内の主要部品点数}) / 100 \text{ (少数がある場合は切捨てる)}$

各要素の点数決定は下記の通りである。

- プロジェクトにおける商業的販売用の一台目のバッテリー式電気自動車の製造開始年の点数

自動車製造開始年	点数
2020 年	5.0
2021 年	3.0
2022 年	1.0

- 奨励証書発行後2年間の期限日までの土地代および運転資金を除く実際投資金額の点数

投資金額（百万バーツ）	点数
3,200 以上	10.0
1,600 以上～3,200 未満	8.0
800 以上～1,600 未満	6.0
400 以上～ 800 未満	4.0
200 以上～ 400 未満	2.0

- バッテリー式電気自動車製造の当初2年間における国内で生産される主要な部品の使用の点数。その主要部品とは、バッテリー、トラクションモーター、バッテリーマネジメントシステム（BMS）、および運転制御システム（DCU）である。

国内で生産、または 使用する主要な部品（個数）	点数
4	5.0
3	3.5
2	2.0
1	1.0

（最大輸入量の計算事例は本布告の巻末で参考）

（5） 輸入される完成車（CBU）は、プロジェクトで生産されるバッテリー式電気自動車と同様のブランドおよびセグメントでなければならない。また、国連規則（UN Regulations）の車両カテゴリーL、M、またはN基準に沿った型式認定（Type Approval）を取得し、陸運局の規定に従って車両番号を登録することができるものでなければならない。

（6） 輸入される完成車（CBU）の国内販売価格は、工業省工業経済事務局によって承認された上限価格を超えてはならない。

第3項 市場テストする目的で輸入税が免除される完成車（CBU）を輸入するための許可申請手続きは下記の通りである。

（1） 完成車（CBU）の輸入量の認可申請

（1.1） 被奨励者は2020年の営業最終日以内に事務局に対して、完成車（CBU）の輸入量を認可申請すること。検討に必要な書類は下記通りである。

- 1) プロジェクトにおける奨励証書発行日より2年間の投資計画。
- 2) プロジェクトにおける商業的販売用製造開始日より当初2年間のバッテリー式電気自動車の製造計画。その計画には少なくとも自動車製造開始月、自動車製造量、および製造する車種などを記載すること。
- 3) 商業的販売用製造開始日より当初2年間のバッテリー、トラクションモーター、バッテリーマネージシステム（BMS）、および運転制御システム（DCU）といった国内で生産される主要部品の使用計画。
- 4) 輸入、および/またはタイ国内での製造が見込まれる自動車の詳細。原産国でのその自動車の販売価格を含む。
- 5) 場合によって事務局より要求されるその他の書類。

（1.2） 事務局は、第2項の基準に従って検討し、輸入税が免除される完成車（CBU）の輸入量証明書を発行する。

（2） 完成車（CBU）の関税免除証明書の申請

（2.1） 完成車（CBU）を輸入するたびに、被奨励者は完成車（CBU）の関税免除証明書の申請する必要がある。必要な書類は下記である。

- 1) 車種名、自動車の仕様、モーター能力、およびバッテリーの容量などの輸入される完成車（CBU）の詳細書。
- 2) 完成車（CBU）の詳細および輸入量を示す請求書の写し 2 部。
- 3) 工業省工業経済事務局より取得した、輸入する完成車（CBU）向けの国際規格に基づく自動車情報ラベル (Eco Sticker) の承認を示す書類。
- 4) 場合によって事務局より要求されるその他の書類。

(2.2) 事務局は関税免除証明書を発行する

(3) 被奨励者は、通関手続きの際に事務局より発行された関税免除証明書を関税局に提示すること。仏暦 2530 (1987 年) 関税率法第 12 条に基づく関税率引き下げおよび関税免除の基準及び通関手続きに従わなければならない。

第 4 項 商業的販売用製造開始日より 2 年間が経過した際、事務局は土地代および運転資金を除く投資金額、実際の製造量、製造開始年、および国内生産の主要部品の使用を審査し、被奨励者が付与されるべく実際権利を計算し、実際に行使した権利を確認する。

(1) 被奨励者が権利より超えた完成車（CBU）を輸入した場合、事務局は権利を超えた分の完成車（CBU）ごとの関税免除証明書を撤回し、あるいは取り消し、関税局に最高価格の完成車（CBU）を優先にその次の価格の順番で輸入税を課税するよう通知する。さらに、その完成車（CBU）は輸入日から関税が免除されていないとみなされ、輸入者は権利の終了日または恩典の撤回日より 30 日以内に関税局に連絡し、関税の支払いを行う義務がある。（権利恩典の審査および撤回は、布告卷末に参考）

(2) 被奨励者が奨励証書発行日より 2 年以内にバッテリー式電気自動車の組立および検査設備の設置を完了していない場合、輸入されたすべての完成車（CBU）の輸入税免除恩典を撤回する。

発布日：仏暦 2563 年 (2020 年) 1 月 22 日

ドゥアンジャイ・アサワチンタチット

(ドゥアンジャイ・アサワチンタチット)

投資委員会長官

輸入税が免除された完成車（CBU）の輸入量決定の事例

A 社は、1 年目に 2,500 台、2 年目に 4,000 台のバッテリー式電気自動車を製造し、2021 年 2 月に一代目のバッテリー式電気自動車が製造され、土地代および運転資金を除く投資金額が約 5 億バーツで、製造の当初の 2 年間以内に国内で生産された主要部品を 1 種使用することを計画する。

申請者が輸入税免除で輸入できる完成車（CBU）の最大量は、

$$= \text{当初 2 年間の生産実数の年平均値} \times (\text{製造開始年の点数} + \text{投資金額の点数} + \text{国内の主要部品の点数}) / 100$$

$$= [(2,500 + 4,000) / 2] \times (3.0 + 4.0 + 1.0) / 100 = \underline{260 \text{ 台}} \text{ (少数がある場合は切捨てる)}$$

輸入権利の監査および撤回の事例

A 社（同上）の監査により

- 1 年目の生産実数 = 1,500 台 2 年目 = 3,000 台
- 2021 年 5 月に一代目のバッテリー式電気自動車を製造した。
- 土地代および運転資金を除く投資金額 = 6 億バーツ
- 国内生産した主要部品の使用は 1 種
- 完成車（CBU）を輸入し、輸入税免除恩典を利用した量は 200 台

そのため、完成車（CBU）の実際の輸入権利は

$$= \text{当初 2 年間の生産実数の年平均値} \times (\text{製造開始年の点数} + \text{投資金額の点数} + \text{国内の主要部品の点数}) / 100$$

$$= [(1,500 + 3,000) / 2] \times (3.0 + 4.0 + 1.0) / 100 = \underline{180 \text{ 台}} \text{ (少数を切捨てる)}$$

事務局は、関税局に A 社の輸入した価格が高い上位 20 位の完成車（CBU）に対し、輸入税を課税するよう通知する。